

福祉文教常任委員会議事録

(令和元年9月11日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年9月11日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 寺町 幸雄
委員 羽山 茂男 森田 忠彦
阪口 寛 田中 祐二
議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 子育て支援課長 小路 展裕
副町長 松村 勝之 福祉課長 松岡 健一
教育長 勝良 憲治 高齢介護課長 東條 信也
総務部長 今川 新八 健康増進課長 松井 靖
まちづくり推進部長 浅野 達雄 保険医療課長 子安 逸二
健康福祉部長 横田 勝 教育総務課長 池田 貴則
教育次長 田中 清 生涯学習課長 鳥取 勝憲
総務政策課長 奥埜 哲生 学務指導担当課長 西野 直美
財政課長 吉田 雅樹 学校給食C所長 富田 昌彦
会計管理者
兼会計課長 奥野 展久
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 西田いく子 辻本 馨
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第 2号 平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 6号 平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 7号 平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第26号 太子町立幼稚園設置条例中改正の件
- (5) 議案第27号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例中改正の件

- (6) 議案第30号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第31号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第32号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開会

○村井委員長 皆様、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定としまして認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について他2件、条例案としまして議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件について他1件、予算案としまして議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）他2件、以上、合わせまして8件の議案でございます。何卒よろしくご審議を頂き、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回は、本委員会に付託されました案件は、決算認定関係が3件、条例関係が2件、補正予算関係が3件の計8件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

まず、決算認定関係の認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題と致します。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

それでは、認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計決算につきまして、内容の説明をさせていただきます。

それでは、まず、附属説明資料をお願い致します。

1頁の歳入から説明させていただきます。

それでは、1頁、表の一番下の歳入合計でございます。14億3千253万3千円、前年度と比べまして3億1千199万1千円、17.9%の減となっております。これは、平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となったことで、高額医療や保険財政共同安定化等の事業が原則廃止となった他、平成29年度まで本町の国民健康保険特別会計で受け入れておりました療養給付費負担金等の国庫支出金や退職者医療制度に係る療養給付費負担金の他、前期高齢者交付金等が大阪府の国民健康保険特別会計で受け入れることとなったことによるものでございます。

歳入の主な内容でございますが、歳入の柱となります保険料は3億1千731万5千円で、前年度と比べまして1千852万2千円、5.5%の減となっております。減の主な理由と致しましては、被保険者の高齢化等の影響により、一般、退職共に被保険者数が減少していることによるものでございます。

次に、国庫支出金及び療養給付費等交付金、前期高齢者交付金につきましては、それぞれ皆減となっております。理由と致しましては、国保の広域化により、これらの収入については、大阪府において繰り入れることとなったことによるものでございます。

次に、府支出金は9億6千449万7千円、前年度と比べまして8億8千153万6千円の大幅な増となっております。増の要因と致しましては、国保の広域化により、平成30年度から保険給付や保険事業に必要となる財源は、原則と致しまして全て大阪府から保険給付費等交付金として交付されることになったことによるものでございます。

次に、共同事業交付金でございます。前年度と比べて皆減となっております。これは、国保の財政運営が都道府県単位となったことで、高額医療及び保険財政共同安定化の各事業の必要がなくなったことから廃止されたことによるものでございます。

次に、一般会計からの繰入金ですが、総額で1億930万9千円。前年度と比べて686万円、6.7%の増となっております。増の主な理由と致しましては、出産育児一時金や事務費に対する繰入金である職員給与費等繰入金の増によるものとなっております。

次に、基金繰入金ですが、前年度に引き続き財政調整基金からの繰り入れはございませんでした。

最後に、諸収入でございますが、総額242万7千円、前年度と比べまして976万4千円、80.1%の減で、これは交通事故等の第三者行為賠償金の減少によるものとなっております。

以上が歳入の主な内容となっております。

次に、2頁をお願い致します。歳出でございます。歳出の主な内容ですが、まず保険給付費の全体で9億2千752万円、前年度と比べまして7千35万9千円、7.1%の減となっております。減の主な要因と致しましては、被保険者数の減少に加え、薬価が引き下げられたこと等もあり、結果として医療費が減少したことによるものとなっております。

次に、事業費納付金で、平成30年度から新たに設けられた科目となっております、総額で3億9千477万2千円の皆増となっております。これは、広域化されたことにより、本町被保険者に納付して頂きました保険料を始め、基盤安定繰入金等の一般会計繰入金を事業費納付金として大阪府に納付することになったことによるものでございます。

次に、後期高齢者支援金から共同事業拠出金までについてでございますが、歳入でもご説明致しましたように、高額医療等の共同事業の廃止や国保の財政運営が都道府県単位となったことにより、それぞれ皆減となっております。

次に、保健事業費ですが、1千678万9千円、前年度と比べて34万5千円、2.1%の増となっております。

又、基金積立金では1千950万円、前年度と比べまして1千100万円、率にしますと129.4%の増となっております。

最後に、諸支出金でございますが、総額3千245万4千円は、その大部分が国・府支出金の精算に伴う返還金となっております。

以上、歳出合計14億709万4千円で、歳入合計と同様に、広域化により前年度と比べて2億9千862万8千円、17.5%の大幅な減となっております。

又、実質収支におきましては、2千543万9千円の黒字決算となっております。

尚、歳出の表の下に基金の状況を記載しております。年度末の基金残高は、前年度より1千950万円増の7千484万5千220円となっております。

次に、右側3頁の方をお願い致します。被保険者並びに平成30年度中の被保険者の異動の状況を表しております。

2、被保険者世帯数及び被保険者数の状況でございますが、世帯数で31世帯、被保険者数では98人の減少となっております。一般、退職を通じて減少が顕著でございますが、これは国保被保険者の高齢化により、75歳到達で後期高齢者医療に移行される方が近年多くなっていることによるものでございます。

次の頁をお願い致します。4頁でございます。

こちらの頁につきましては、3頁の被保険者の異動の状況をグラフ化したものでございます。

次に、右側5頁をお願い致します。

5、保険料収納状況でございます。表頭の右から3列目が平成30年度の収納率となっております。一般被保険者の現年度分で95.7%、前年度と比べまして0.4ポイント上昇致しております。9年連続の上昇となっており、退職被保険者の現年度分は99.6%で、前年度より4.3ポイントの上昇となっております。

又、滞納繰越分につきましては、年間を通じたコールセンターによる滞納者への納付勧奨や、大阪府域地方税徴収機構と連携した収納対策等、この間の取り組みにより、滞納整理が進んだことで滞納額自体が減少していること等から、一般と退職合わせた全被保険者の滞納繰越分で収納率が39.8%となり、前年度より6.6ポイントの低下となっております。

次に、6、保険料の1世帯当たり及び1人当たりの額でございます。1世帯当たりの保険料は16万7千167円、1人当たりの保険料は9万7千393円となっており、1世帯当たり、1人当たり共に前年度に比べて保険料は下がっております。

尚、参考ではございますが、平成29年度の一般被保険者1人当たりの保険料については大阪府内で11番目の順位となっております。

次に、7、保険料の賦課状況の(2)保険料減免等の状況でございます。非自発的失業者に対する減免等のその他減免で22件、金額で192万903円となっております。政令軽減につきましては、前年度より15世帯増の合計で1千98世帯、国保加入世帯全体の58.3%の世帯が軽減を受けている状況となっております。

1頁おめくり頂きまして、6頁をお願い致します。

8、一般被保険者に係る医療給付の状況でございます。平成30年度の医療給付全体の件数でございますが、前年度と比べて1千314件、2.7%減の4万7千838件となっております。又、費用額全体は11億380万5千971円で、前年度と比べて6千386万2千927円、5.5%の減となっております。

次に、7頁、右側の頁でございます。

9、退職被保険者に係る医療給付の状況でございます。医療給付の件数、費用額共に前年度より減少致しております。費用額につきましては517万513円で、前年度と

比べて565万1千570円、率で52.2%の減、件数では286件の減少となっております。主な要因と致しましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止されました退職者医療制度の経過措置も終了に近づいていることから、対象者が減少していることに伴い、費用額も減少したということでございます。

次に、最後の頁、8頁をお願い致します。

1人当たりの医療費の推移をグラフで表しております。一般被保険者で34万3千437円、3.1%の減、退職被保険者は28万7千251円、1.8%の減となっております。

尚、退職者医療制度は26年度末で既に制度が終了致しておりますが、平成30年度は経過措置対象者の18名に係る1人当たり医療費となっておりますことから、あくまでも参考値ということで見なければというふうに考えております。

又、平成29年度の数字ということになりますが、一般被保険者の医療費は府内で39番目、退職被保険者の医療費は府内で40番目という状況でございます。

それでは、決算書をお願い致します。

まず、歳出からご説明致します。210、211頁をお願い致します。

まず、1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額882万4千574円。一般管理事業の主なものと致しましては、被保険者証の印刷、あるいは郵送料、広域化に伴います電算システムプログラム変更委託料、国保連合会への電算委託料、第三者行為に係る求償事務手数料並びに連合会への市町村負担金となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額711万135円。賦課徴収事業の主なものと致しましては、納付書及び関係書類の印刷費、郵送料、口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金となっております。

3項運営協議会費、212、213頁をお願い致します。1目と致しまして、運営協議会費、支出済額11万2千円。平成30年度開催致しました国保運営協議会3回に係る委員報酬となっております。

2款保険給付費でございます。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額7億9千27万7千608円。前年度比6.1%の減となっております。

2目退職被保険者等療養給付費、支出済額353万978円、対前年度比52.2%の減となっております。減の主な要因と致しましては、一般、退職共に被保険者数の減

少に加えて、薬価の引き下げ等もあり、医療給付費も減となったものでございます。

3目一般被保険者療養費、支出済額1千840万6千138円、対前年度比11.7%の減となっております。

4目退職被保険者等療養費、支出済額5万5千928円、対前年度比69.9%の減となっております。

5目審査支払手数料、支出済額197万3千159円、対前年度比9.0%の増となっております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億543万9千903円、対前年度比10.2%の減となっております。

次の頁、214、215頁をお願い致します。上から、2目退職被保険者等高額療養費、支出済額31万3千908円、対前年度比80.2%の減となっております。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額2万8千19円、対前年度比皆増となっております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、30年度は発生致しておりません。

3項助産諸費、1目出産育児一時金、支出済額462万円は、被保険者が出産した時に出産した子ども1人につき42万円が出産育児一時金として支給されるもので、平成30年度は11人分となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額80万円は、被保険者がお亡くなりになられた際に葬祭費が支給され、平成30年度は16件となっております。こちらにつきましては1件当たり5万円となっております。

5項精神・結核医療給付金、支出済額207万4千397円は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を補助する任意給付となっております。

6項移送費につきましては、一般及び退職被保険者共に昨年度に引き続き30年度も支出はございませんでした。

次の頁をお願い致します。216、217頁でございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保の広域化により財政運営が都道府県単位となったことから、市町村が収納致しました保険料や保険基盤安定繰入金等を大阪府に納付

する為、平成30年度から新たに設けられたものであることから、何れの項目につきましても前年度に比べて皆増となっております。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、支出済額2億7千879万3千346円、2目退職被保険者等医療給付費分、支出済額164万8千627円、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額8千657万8千622円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、支出済額55万5千78円。

3項介護納付金分。次の頁、218、219頁をお願い致します。

1目介護納付金、支出済額2千719万6千652円となっております。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金、支出済額203円は、退職者医療に係る事務費拠出金となっております。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、支出済額300万2千314円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用と、これに対する郵送料他、総合健康診断の委託料と致しまして人間ドックの半額助成を行っております。この人間ドックの受診者は平成30年度113件の実績でございました。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千378万6千930円は、特定健康診査受診者893人分に対する費用の他、特定保健指導に係る費用を支出致しております。平成30年度の特定健診受診率は7月末時点で36.3%となっております。

尚、受診率の数値につきましては、国からの平成30年度分の確定数値が現在のところ公表されておられませんことから、今後変更されることもある点についてご留意をお願い致します。

次、220、221頁をお願い致します。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、支出済額1千950万円は、財政調整基金への積立金となっております。

7款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額1万1千766円は、年間を通じて保険給付等の支払いに係る資金不足を補う為、基金の繰替運用や一般会計より資金の一時借入れを行っておることから、これに対する利子となっております。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金、支出済額147万7千480円は、過年度分に係る保険料の還付金となっております。

2目退職被保険者等保険料還付金の支出はございませんでした。

次の頁、222、223頁をお願い致します。

3目償還金、支出済額3千97万6千420円は、平成29年度補助事業の精算に伴います国・府支出金及び退職者医療制度に係る療養給付費等交付金の収入超過分をそれぞれ国、府並びに社会保険診療報酬支払基金に返還致しております。

9款予備費につきましては、68万9千円を精神・結核医療給付事業や一般被保険者保険料還付金等の予算に不足が生じた科目にそれぞれ充当致しております。

歳出につきましては以上でございます。

続いて、歳入でございます。202頁、203頁をお願い致します。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料の現年分で、1節医療給付費分、収入済額が2億1千64万5千409円、2節後期高齢者支援金分で6千859万3千117円、3節介護納付金分で2千114万3千808円の収入となっており、これらを合わせた現年分の収納率は95.7%となっております。

又、滞納繰越分と致しまして、4節医療給付費分で997万6千201円、5節後期高齢者支援金分で330万2千290円、6節介護納付金分で173万8千595円の収入となっております。

尚、滞納繰越分のうち不納欠損額と致しまして156万3千860円を処理致しております。

2目退職被保険者等国民健康保険料でございます。まず、現年分と致しまして、1節医療給付費分で収入済額が86万8千356円、2節後期高齢者支援金分で28万1千808円、3節介護納付金分で24万610円の収入となっており、これらの収納率につきましては99.6%となっております。

又、滞納繰越分の収入済額と致しましては、4節医療給付費分で31万5千756円、5節後期高齢者支援金分で11万2千496円、6節介護納付金分で9万6千488円となっております。

尚、滞納繰越分のうち不納欠損額と致しましては6万9千790円を処理しております。これらの不納欠損処理につきましては、転出等による居所不明や生活困窮により徴収不可能な保険料等について処理を行っております。

次に、2款一部負担金の収入はございませんでした。

次の頁、204、205頁をお願い致します。

3款使用料及び手数料、1項手数料、収入済額17万7千400円は、全て督促手数

料の収入となっております。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、収入済額 9 億 6 千 3 万 1 千 2 万 5 千 9 百 3 円は、平成 30 年度からの国保の広域化により、本町が行う保険給付や保険事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

1 節保険給付費等交付金の普通交付金、収入済額 9 億 3 千 8 万 1 千 3 万 6 千 9 百 3 円となっております。

2 節保険給付費等交付金の特別交付金で収入済額 2 千 4 百 9 万 8 千 9 百円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診等に係る国、府負担分の収入となっております。

2 目国保事業助成補助金、収入済額 1 億 3 千 7 万 1 千 7 百 9 6 円、これは経過措置期間中の老人医療費助成事業の他、重度障がい者医療やひとり親家庭医療費助成の実施に伴う医療費負担の増加に対する府補助金となっております。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、収入済額 5 千 5 百 3 千 4 円は、財政調整基金より生じた利子となっております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、収入済額 1 億 9 千 3 万 0 千 9 百 1 千 6 百 3 円となっております。

1 節保険基盤安定繰入金保険料軽減分で 5 千 5 百 5 万 6 千 3 百 9 0 円。保険料軽減世帯に対するものとなっており、対象は 1 千 9 百 8 世帯分となっております。

2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分で、2 千 7 百 9 万 0 千 6 千 5 百 0 4 円。これは保険料軽減の対象となる 1 人当たりの保険料調定額の割合に応じて支援されるものとなっております。

3 節職員給与費等繰入金 1 千 5 百 1 万 6 千 7 百 9 千 0 6 円は、一般管理費及び賦課徴収費等の事務費に充当致しております。

4 節出産育児一時金等繰入金 6 万 7 千 2 百円は、出産育児一時金の地方財政措置されている 3 分の 2 の繰り入れとなっております。

次の頁、206、207 頁をお願い致します。

上から、5 節財政安定化支援事業繰入金 3 万 2 千 9 百 4 千 8 百 2 円は、60 歳以上の高齢者の割合に応じて交付税措置されたものを一般会計から繰り入れておるものでございます。

6 節その他一般会計繰入金 5 万 6 千 6 百 7 千 8 百 1 千 1 円は、毎年 8 月に実施しておりますとくとく健診の特定健診とセット健診を行っております、がん検診の費用の他、町の独自

減免等に対する費用、又、地方単独事業に係る国庫負担金減額分の補填となっております。尚、減免措置に関しましては22世帯分となっております。

2項基金繰入金は財政調整基金からの繰り入れで、平成30年度は繰り入れを行っておりません。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金、収入済額222万7千482円は、退職者医療制度に係る平成29年度からの繰越金でございます。

2目その他繰越金、収入済額3千657万4千373円は、同じく平成29年度からの繰越金となっております。

8款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料は63万9千380円で、全て一般被保険者に係る保険料延滞金となっております。

3項雑入、次の頁をお願い致します。207、208、209頁をお願い致します。

上から、1項雑入、収入済額178万8千41円、これは第三者行為の交通事故による返還金及び70歳以上の方の一部負担金額据え置きに伴う差額の国庫負担分に係る収入となっております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度太子町国民健康保険歳入歳出決算の説明を終わらせて頂きます。何卒よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○村井委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○田中委員 30年度から府の方のあれになったということであれなんですけれども、まず一般の方にかかわる部分の中で、例えば高額療養費に対する事業そのものはなくなったけれども、一般の被保険者に対する制度そのものは勿論あるということによろしいんですね。

○子安保険医療課長 高額療養費に関してのご質問かと思えますけれども、高額療養費に関しましては、広域化前後で制度自体が何か変わったということではございません。逆に、広域化になりまして、府内で1つの国保となっていることから、30年度からは府内異動の場合も高額医療の引き継ぎが出来るということで、内容としては充実している方向となっております。

以上でございます。

○田中委員　ということで、一般の方に直接何か制度が変わったことによる影響というのは余りないのかなと思うんですけども、そういう考えでいいんですかね。

○子安保険医療課長　平成30年度から国保の広域化はスタートしております。色々と運営方針等で今後、統一していきますよというような項目等もあるんですけども、実質的に事務の細かいところ、特に住民さんに影響の出るような事務の細かいところ、申請の受け付けであるとかその辺のところにつきましては、今後、今現在も広域化調整会議等、ワーキング等でも協議されており、その辺の事務の標準化というところで今後統一を図ってきたいというところがございますので、現状において何か住民さんの手続が全然変わったとかいうような状況にはなってございません。

ただ、先程も言いましたように、統一していく中で一定事務の統一で住民さんに影響の出る部分があるかもしれませんけれども、その点につきましては、事前に周知を十分する等、影響が出ないような形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中委員　それから考える中で、30年度ということで、今年度から仮算定の方が廃止されているんですけども、そこらについて何か住民さんからご意見とかがあったとか、混乱がなかったか、ちょっと教えて頂きたい。

○子安保険医療課長　昨年12月に条例の方を変えさせて頂きまして、平成31年度から仮算定の廃止という形をとらせて頂いております。その際にも十分事前に周知を徹底するようにということでご意見等も頂いておったことから、1月からホームページ、あるいは直接被保険者の方にダイレクトメールとか、チラシも配付するなどの事前周知もあったかと思うので、一定、想定していたよりはお問い合わせも少なかったかなというふうに考えております。

仮算定の廃止の影響で1件当たりの納付額がどうしても上がっているという状況があって、その辺で保険料がえらい上がってるねんけどというお問い合わせは確かに頂いております。ただ、内容を説明すると、比較的理解して頂やすい内容であったということで、一定説明すれば十分ご納得頂けているという状況でございます。

以上です。

○田中委員　一般の方についてはそういう形で、なるべくスムーズにと。そして、30年度から広域化になって、逆に事務の面、僕はぱっと見ていたら、かえってすっきりした

ん違うかなというようなイメージも受けるんですけれども、負担の方、逆にかえって減っているん違うかなと、決算書を見ていたら。だから、逆に保険料を下げられるということはないだろうけれども、何かそういうイメージを持ってしまうねんけれども、事務の方で何か混乱があったとか、そういうことはないんでしょうか。

○子安保険医療課長 今ご指摘頂いたような職員の行っている事務の方で混乱、あるいは問題が生じたことはないのかという点でございます。特に問題というようなところに関しては現在までのところ起こってはおりません。

先程の質問にもございましたように、仮算定の廃止を平成31年度からやらせて頂いている関係で、その仮算定分の保険料決定通知の事務であるとか、その辺のところに関しては若干事務量の軽減といったところにつながっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員 あと、例えば1人当たりの医療費とか、こういったものが抑制されているというのか、低くなっているというような中で、太子町として頑張っている分が、例えば保険料とかそこらに反映されないという状況になっているので、だから府全体の医療費を考えても、やっぱり抑制するという方向に行くべきだと思うので、だから広域になったから別に辛抱せんでも、使うだけ使ったらいいのじゃなくて、そういった姿勢は大事だと思うんですけれども、その中で頑張っている自治体に何らかの特典というか、そういうのがあるような制度を是非とも府の方でも検討して頂きたいというように思うんですけれども、何かそんな意見が出ていたりするんですか。

○子安保険医療課長 委員ご指摘のように、町の方で医療費が減って直接保険料に影響しないような形に現状、多くの財政運営がなってしまうております。ただ、その医療費、仮に適正化が進んで1人当たりが下がったりとかいう部分については、国の保険者努力支援制度であるとか、府自体も府に対して交付されている保険者努力支援交付金、こういったものによってインセンティブを与えて、それぞれ先程歳入の部分でもご説明させて頂きましたが、保険給付費等交付金の特別交付分、こういったところにその分が反映されるような仕組みにもなってございます。

又、今回、1つの国保になっている関係もあって、既にご承知かとは思いますが、これは国保だけではないんですけれども、大阪府全体を対象とした形でのマイレージをアスマイルという形で、これも一定部分的には国保の被保険者を対象にしている

部分もありますので、この辺のところを使って、なかなか太子町だけを反映させるということが難しいんですけれども、大阪府全体としてその辺の医療費の適正化が進むような、そういった施策も十分行っているような状況でございます。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 被保険者の世帯数が、高齢化が進んで減ってきているというようなことが報告もありましたけれども、以前もちょっとお聞きしたんですけれども、国保の加入者の構成なんですけど、国保の加入者といったら、大分前は7割は農林水産業に従事している方とか自営業者だったんですけど、今は本当に高齢者が増えているとか、非正規雇用の保険になっているということなんですけれども、太子町の方は大体どんな構成になっているのでしょうか。大体でいいんですけれども。

○子安保険医療課長 ちょっと資料を出すので、お待ち頂けますでしょうか。すみません、後程でもよろしいでしょうか。

○阪口委員 はい。では、他のことで。

国保というのは大体、詳しくは後でまた言って頂けたらと思うんですけれども、何れにしても今の国保を支えている、あるいは支えられている人は高齢者中心で、低所得者中心ということになっていますので、一番の国保の問題は高すぎる国民健康保険料だというふうに思うんです。

それで、附属説明資料で先程1人当たり9万7千393円、府内では11番目とか言っておられましたけれども、1人当たりがなかなか見えにくいので、太子町のモデルケースでどれぐらい国保加入者の方が負担されているのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。例えば現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の国保料はどれぐらいになっているのか、あるいは、65歳以上74歳以下の年金生活者の高齢夫婦のみの世帯、それと40歳のお母さん、未成年の子どもさんが2人おられるシングルマザーの世帯、所得は大体200万円でどれぐらい国保料を支払っておられるのか。それは太子町はどれぐらい払っておられて、大阪府内で何番目ぐらいになっているのか、その辺、モデルケースとしてお聞きしたいんですけれども。

○子安保険医療課長 今、世帯のモデルをご提示頂いて、保険料がどのぐらいになっているのかとのご質問でございます。6月の本算定の際には、一定今回の保険料率の決定に当たって、当初予算に1千万円の町独自の激変緩和分を組ませて頂いております。それ

をどの世帯、こういった方に反映させていくか、活用させていくかという検討をする為に、保険料を料率決定する際にも今ご指摘頂いたような40歳代の子ども2人の世帯でどうなるかであるとか、所得につきましても100万円であるとか200万円であるとか300万円であるということで、多くのモデル世帯をつくらせて頂いて今回の料率の決定に当たっております。

その際の数字を使わせて頂きますと、40歳代の夫婦と子ども2人の場合、所得が200万円という場合に関しましては、平成31年度保険料で37万1千860円、30年度に比べますと1万1千820円の増となっております。率にしますと3.3%の増。次に、年金生活者のお二人のご夫婦の場合、これも同様に一定200万円の所得というふうに想定させて頂きますと、31年度保険料が27万4千630円、30年度に比べまして年間で6千630円増加致しております。率にしますと2.5%という形です。最近よく聞かれるパターンということで、助成のシングルマザーのケースです。こういった場合、シングルマザーでお子さんが2人いらっしゃる、そのシングルマザーの方に関しましては40歳以上で介護分がかかってくるという想定で、同様に所得が200万円という場合ですと、31年度保険料が36万2千840円、30年度が35万3千300円ですので、その差950円が保険料の上がっている分となっております。率で2.7%となっております。

先程冒頭に聞かれました職業の構成割合につきましても今答えさせて頂いてよろしいでしょうか。

○阪口委員 はい。

○子安保険医療課長 すみません、ちょっと古くなってしまうんですけども、平成30年4月1日の数値となっております。給与所得者が442人で全体の23%となっております。次に自営業等の営業所得者が265人、14%、農業所得者が33人、1.7%、年金等、その他の所得者が716人、38%、分類上、所得のないという方が437人、23%となっております。

以上でございます。

○阪口委員 詳しく報告も頂きました。それで、何れにしましても所得200万円で現役40代夫婦の方、200万円で37万1千円の国保料ということになる、それ以外も27万円とかシングルマザーの方は200万円で36万2千円ですか、保険料になるということで、やっぱり国保料の保険料というのは生活の上で負担が非常に厳しいというの

ははっきりしていると思うんです。太子町ではそれなりに頑張って抑えて頂いていますけれども、この国保自体が、先程もありましたように年齢構成等もあって、非常に低所得者中心の保険制度になっておりますので、やっぱり公的な支援が必要だというふうに思うんです。

それで、知事会も町村長会も公費投入、国に1兆円要請している訳ですけども、本町は公費投入をもっとすべきだというふうに思うんですけど、どのように対応されているのでしょうか。

○子安保険医療課長 町として公費投入についての考え方のご質問でございます。これまでの委員会でもご答弁させて頂いているかとは思いますが、新たな公費の投入、これは決して町の方は否定している訳ではございません。そういったことから、毎年あります町村長会の要望事項、こういったところにも上げて、町としても追加の公費投入、こういったところの要望は行っているところでございます。

以上です。

○阪口委員 勿論知事会も町村長会もやっておられるんですけども、公費投入1兆円実現したら国保に出ている、支払う均等割が要らなくなるということで、他の被用者保険の水準になるというふうに思いますので、引き続き、やはり国民皆保険制度を維持する為にも、国保に対する公費投入は強めて頂きたいというふうに思います。

そういう中で、次の質問ですけども、大阪府の方は今年から都道府県一本化ということで全国的になったんですけども、大阪府はそれに合わせて6年間で保険料率も一本化しようというふうに進めていますけど、これをやられると保険料の大幅な値上げになるのではないかとというふうに懸念されるんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○子安保険医療課長 平成31年度の保険料率をもってご説明致しますと、平成31年度の統一しようとしている、所謂統一料率、これに致しますと、太子町の平成30年度の保険料と31年度の統一料率の保険料、これを比較しますと16%程度の乖離が今現在ございます。そこに公費による激変緩和をされた所謂標準料率、これを31年度の保険料率に適用しますと、30年度の町の本算定時点の保険料と約6%の乖離があったと。このようなことから、先程来お話ししているように、1千万円の基金を入れて約3%前後まで保険料の上昇を抑制しようとした経緯がございます。

今申し上げましたように、現状、直ちに統一するというのであれば16%の乖離の

分になってくるというところでございます。

○阪口委員 16%でかなり大きな金額になると思いますので、値上げにならないように、大阪府はそのように進めようと運営方針を示していますけれども、国というか、政府の方も市町村に国保は賦課権限があるということを今も明言していますので、自治体として引き続き国保料の引き下げに努力して頂きますよう要望致します。

それと、変わって、他市町村では結構、短期保険証とか資格証明書を発行して受診機会をちょっと抑制しているというような市町村がありますけど、太子町の方の状況はどうでしょうか。

○子安保険医療課長 太子町におけます被保険者証、その短期証についてのご質問でございます。短期証につきましては、毎年11月の保険証の更新、この際に過年度分、前の年までの分で保険料に未納のある方を中心に、とりわけ納付の相談、こういったものに応じて頂けない方、あるいは納付相談の上、分納を誓約頂いているにもかかわらず、それが不履行が度重なるというような方を中心に、本町におきましても短期の被保険者証、3ヶ月ですけれども、出させて頂いております。

平成31年度3月時点におきましては、世帯で53世帯、被保険者の方の人数で申し上げますと93名の方に短期証の被保険者証を出させて頂いているという状況です。ただ、資格証明書については、太子町の方は出しておりません。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○森田委員 とくとか健診のことでちょっと聞きたいんですけども、私自身は受けたことがないんですけども、これは国民健康保険が入っているのが主で、協会けんぽとか何かもやっぱり受けられますか。

○子安保険医療課長 とくとか健診についてのご質問でございます。太子町の方で行っておりますとくとか健診につきましては、町の方針として国保に限定せず、一般の所謂社会保険の方、あるいは75歳以上の後期高齢の方、こういった方にも一緒に受けて頂けるというような形で運営の方はさせて頂いております。中心になるのは国保が中心になりますけれども。

○森田委員 ということは、比率にしたらどれぐらいですか。大体で結構です。

○子安保険医療課長 比率という形では出していないのですが、ざっくりとした人数になります。毎年受けて頂いているとくとか健診、大体600名を超えて620名とか30

名程度受けて頂いております。そのうち370名、80名の方がとくとく健診の国保の受診者の方になって参ります。社保の方に関しましては約120名程度受けて頂いています。残りの方はちょっと数字を出していないのでわかりませんが、後期の方というような状況となっております。

○森田委員 それで、人間ドックの場合、結局、今だったら半額補助して頂いていますね。これは近隣皆同じですか、比率。

○子安保険医療課長 本町の方では以前から人間ドックの半額助成というのをやってきております。先程来の広域化にも絡む話なんですけれども、広域化に伴って、保険事業についても今後大阪府全体で色々引き上げていこうということで、人間ドック、本町は以前からやっている関係で何も変わっていないではないかという話なんですけれども、意外と大阪府の北部の方、池田市であるとかあの方面につきましては人間ドックの助成が行われていなかったというのが現実としてございます。今回、30年度から国保が広域化されたことを受けて、共通基準というような形で大阪府内一律に人間ドックの半額助成を行うというようなことでやっております。そういった意味で保険事業の底上げの方を大阪府全体で取り組んでいるというところなんです。ということで、全体で基本的には上がっているということでございます。

○森田委員 それで、私は今受けようと思ってやって、うちの娘も受けようと思って、そしたらうちの娘が協会けんぽです。そしたら、半額ではなしに全額7万6千円の補助らしいです。だから、同じ太子町に住んでいるのだから、太子町だって協会けんぽじゃなくてもうちちょっと補助してあげたらいいのと違うかなと思っていましたけど。

○子安保険医療課長 今しがた申し上げましたように、基本的には大阪府内では半額助成というところになってございます。その助成額のアップ、この辺につきましては、やはり今現在、大阪府の国保というのは広域化されておりますので、広域化調整会議、あるいはワーキングでの検討すべき課題なのかな、保険事業充実としての検討すべき課題の一つであるというふうに考えております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入で14億3千253万3千円、歳出で14億709万4千円、実質収支額は2千543万9千円の黒字決算になっております。平成30年度は国保の運営主体が市町村から都道府県に移行した最初の年です。都道府県化は高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいという住民の願いをかなえる制度改正になっていません。特に大阪府では保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している補助金をなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な値上げとなります。

運営方針では、国保の現状について被用者保険と比べて年齢構成が高く、加入者の所得水準は総体的に低い、国民皆保険の制度を維持することは重要と述べる一方で、国保財政を安定的に運営していく為に、国保料率を府内一本化するとしています。現在、多くの市町村は保険料を抑える等の為に国保会計へ法定外繰り入れを行っていますが、運営方針ではこれを解消するとしています。更に、法定外繰り入れ解消に従わない市町村へのペナルティを示しています。しかし、これには法的根拠は全くありません。改正された国保法でも市町村による賦課権限はこれまでと変わらないとされています。

太子町はそのまま保険料率を府の試算通りに設定していれば、大幅な保険料値上げは避けられない状況にありましたが、据え置き努力をされたことは評価出来ます。しかし、府は保険料率の統一を諦めた訳ではありません。府に6年間の期間を撤回するよう求めてください。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決する為には、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して協会けんぽ並み負担率にすることを政府与党に求めました。太子町として、決算で基金を1千950万円増額されましたので、更に努力し、据え置きにとどまらず、基金を活用し、又、一般会計からも繰り入れて保険料引き下げを要望しまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

認定第2号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号、平成30年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

午前10時30分 休 憩

午前10時40分 再 開

○村井委員長 それでは、再開致します。

次に、認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題と致します。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について、附属説明資料並びに決算書に基づいてご説明を申し上げます。

まず、附属説明資料の1頁をお開き願います。

1、決算の状況等です。平成30年度決算は、第7期事業計画の初年度の決算となります。

①決算の状況です。前年度に比べ、歳入で1.9%、歳出で4.2%の増となり、歳入総額11億8千593万630円、歳出総額11億6千847万2千798円で、歳入歳出差引額は1千745万7千832円となっております。この差引額には、国・府負担金等の超過交付分が含まれておりますので、次年度に精算、返還等の措置を行った残金を準備基金へ積み立てるものでございます。後程、平成31年度補正予算案で説明の方をさせていただきます。

中程にあります表は、歳入歳出の内訳を千円単位で示させて頂いたものでございます。

表の上段、一番上、歳入総額が前年度より2千203万3千円増額しました主な要因は、歳出の保険給付費及び地域支援事業の増加に伴う繰入金、国・府負担金等のそれぞれの増によるものでございます。

又、表の下段、歳出総額が前年度より4千686万2千円増額した主な要因は、保険給付費で4千171万円、地域支援事業で518万6千円、諸支出金で9千650万円の増となったことによるものです。

次に、②保険給付費の状況です。当会計歳出の89.7%を占める保険給付費の状況です。対前年比4.1%の増、10億4千763万1千70円となっております。

下の棒グラフをご覧ください。保険給付費については、介護保険制度が始まりました平成12年度から増加傾向が続いております。

次の2頁をお開き願います。

③地域支援事業の状況です。新しい総合事業を平成29年度より開始し、2年目の決算となっております。

表の上段、介護予防・生活支援サービス事業1千222万4千799円は、前年度より30万7千205円、2.6%の増となっております。増の主な要因は、短期集中予防サービスとし、新たに実施しました訪問型サービスCによるものでございます。

その下、一般介護予防事業費791万2千862円は、前年度より116万5千116円、12.8%の減となっております。減の主な要因は、生きがい活動支援事業として福祉センター2階で行っていますお達者サロンの実施方法の見直しによるものです。

その下、包括的支援事業・任意事業3千707万2千604円は、前年度より604万6千235円、19.5%の増となっております。増の主な要因は、地域包括支援センター強化に伴う人件費を一般会計から正職員1名分を組み換えたことによるものです。

次に、④基金残高の状況ですが、介護給付費準備基金の平成30年度末残高は9千700万3千787円です。

次、⑤大阪府財政安定化基金からの借り入れ状況ですが、新たな借り入れは行っておりません。

2、保険料、収納状況です。

表の列の中程、収納率は特別徴収で100%、普通徴収で91.3%、滞納繰越で14.5%、全体で97.5%で、前年度より0.5ポイント高くなってございます。

下の欄外、未収につきましては、現年度分64人、滞納繰越分55人と何れも前年度より減少しておりますが、今後も収納対策に努めて参ります。

次の3頁、3、高齢者数及び認定者数の状況です。

①高齢者数の状況です。表の列の中程、平成30年度末の総人口が1万3千446人、

その下、65歳以上の人口が3千755人、高齢化率27.9%と、何れもほぼ事業計画の推計値通りとなっております。

②要介護、要支援認定者数の状況です。表の列の中程、平成30年9月末で65歳以上の認定者数は598人、15.9%となっております。認定者数についてもほぼ事業計画の推計値通りとなっております。

下の折れ線グラフは、年度末ごとの総人口、高齢者数、認定者数の推移を表したものでございます。一番下の丸印線、総人口の減少が続く中、四角印線の高齢者人口と三角印線の認定者数は増加し続けております。今後も本町の高齢化は進むと推計されております。

尚、認定者数が前年度と比べ、急増している主な要因につきましては、在宅医療と介護連携の取り組みの充実によりまして、医療から介護につなげるケースが増えていることによるもので、具体的には各医療機関の地域医療連携室等が、患者さんがスムーズに退院出来るように、介護施設を始め行政や福祉にかかわる多くの機関につなぐケースが増加したことによるものでございます。

次の4頁をお開き願います。

4、認定審査会。

①認定審査会の状況です。本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置している認定審査会の開催回数は年間50回で、太子町の審査数は556回です。

②2次判定変更状況です。この表は、調査員の74項目の調査結果をもとに、コンピュータによる介護に必要な時間を推計する1次判定と、1次判定の結果をもとに主治医意見書や特記事項等を加味し、認定審査会で決定されます2次判定の介護度の比較を表しております。

次に、その下、③更新認定の状況です。認定を受けていた方の更新前と更新後の介護度を比べたものです。介護度が高くなったケースが80件で、軽度化が69件となっております。

次に、その下、④その他認定に関する状況です。認定の審査結果を30日以内に出せるように取り組んでおり、年々短縮しているものの、認定に要した平均日数は33.8日となっております。認定の行程につきましては、利用者からの認定申請を受け、1次判定を行いまして、主治医意見書を添付して認定審査会で審査を受けておりますが、主治医意見書を回収するのに平均16.3日を要していることも30日を超える要因と

なっております。

次の5頁、5、サービス利用状況における事業計画との比較です。

表は、左から、サービスの項目、単位、30年度の計画値、30年度の実績値、29年度の実績値、一番右が計画比となっております。又、各年度の実績値は、年間の総数を月平均に割り戻した数値としております。

尚、各サービスの回数と日数は一月当たりの総数を表示し、人数は一月当たりの利用者数を表記しております。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、当該年度より訪問介護と通所介護が新しい総合事業に完全移行しており、ここでの主なサービスは介護予防訪問看護や福祉用具貸与等となっております。実績はほぼ計画通りとなっております。

次に、②居宅介護サービスの状況です。

サービスの中でも最も利用されているものが、表の一番上、訪問介護で月2千788回、前年度との比較では411回の増、対計画比106.5%となっております。

続いて、5段下の通所介護が、月1千596回、前年度との比較では9回の増、対計画比は93%となっております。

続いて、その下、短期入所生活介護が月744日、前年度と比較では92日の増、対計画比93.7%となっております。

尚、その他の主なサービスについても、ほぼ計画通りの実績となっております。

次の6頁をお開き願います。

③地域密着型サービスです。表の5行目の認知症対応型共同生活介護、グループホームですけれども、一番下の地域密着型通所介護は計画通りの実績となっておりますが、表の下から3番目の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績は、対計画比82.8%となっております。

次に、④施設介護サービスは、入所、又は入院して利用するサービスです。介護老人福祉施設は計画51人に対しまして実績が53人、介護老人保健施設は計画39人に対しまして40人となっております。

下の折れ線グラフは施設サービス利用者数の推移を表したもので、各年度3月末時点の利用者数を表記しております。

このようなサービス利用状況を受けまして、7頁、6、保険給付費の状況、①です。

平成30年度の保険給付費の状況です。表の一番上、給付費の半分弱を占める居宅サービス給付費が対計画比94.6%、その下、地域密着型サービス給付費が対計画比93%と計画値を下回ったことから、表の一番下、サービス給付費全体の合計は対計画比96%となっております。

尚、下の円グラフは、上の表のサービス給付費の割合をグラフ化したもので、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3つのサービスで87.9%を占めております。

次の8頁をお開き願います。

上の折れ線グラフは、居宅サービス費のうち主なサービスについて、過去からの推移を表わしております。一番上の白の四角の線、通所介護の占める割合が一番大きく、続いて訪問介護、短期入所となっており、ひし形の線の訪問介護については、近年、増加傾向となっております。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額比率です。サービス利用出来る支給上限額に対してどのくらい利用されているかの平均値です。全国的に要介護度が重度になるほど利用率が高くなる傾向があります。本町も同様の傾向となっております。

右の9頁、③特定入所者介護サービス費の状況です。施設サービス等の利用が困難とならないよう、居住費、滞在費と食費について、所得区分に応じた負担限度額を設定しまして、低所得の方への負担軽減を行っております。非課税世帯の方が対象となり、3つの負担段階区分の合計で122人に給付してございます。利用区分のその他は、短期入所生活介護や地域密着型介護老人福祉施設の利用者となっております。下の棒グラフの通り、第1段階から第3段階の利用者が半数以上を占めている状況となっております。

次の10頁をお開き願います。

7の地域支援事業の状況等です。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することとしてございます。

各事業の説明については、支出内容も含めまして、決算書に基づいて説明させて頂き

ます。

それでは、決算書の308、309頁をお開き願います。

歳出の方から説明させていただきます。

1款総務費、支出済額2千115万2千566円。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額1千2万3千303円。一般管理事業125万5千863円は、介護保険事業の執行に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料等の経費となっております。

次に、電算管理事業876万7千440円は、介護保険システムの保守やシステム機器の賃借料等の経費です。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額64万7千664円。賦課徴収事業で、介護保険料の賦課徴収にかかわる事務費で、納付書等の印刷代や郵便料等の経費となっております。

次に、3項認定審査会費、1目認定調査費、支出済額1千41万6千816円。認定調査等事業で、要介護認定に係る費用で認定調査員の非常勤嘱託賃金や医師の意見書の作成手数料等でございます。

310頁、311頁をお開き願います。

その他、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金等です。

次、4項計画推進費、1目計画推進費、支出済額6万4千783円。計画策定事業で、介護保険事業計画等推進委員会の開催に係る経費で委員報償費等でございます。

次に、2款保険給付費、支出済額10億4千763万1千70円。1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、支出済額10億4千690万9千238円。介護サービス等給付事業9億6千276万6千191円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費です。居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成に係る給付費です。居宅介護住宅改修費は、手すりの取り付けや段差解消等の改修への給付費です。居宅介護福祉用具購入費はポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽等が対象となっております。施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の給付費です。地域密着型介護給付費は、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護等の給付費となっております。

次の、介護予防サービス等給付費事業1千828万3千997円は、要支援1、2の方が対象となる事業で、サービス給付費、サービス計画給付費、住宅改修費、福祉用具

購入費のそれぞれのサービス内容は、先程の居宅の介護サービスと同様となっております。

その次、高額介護サービス等事業2千333万8千912円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合に、所得区分に応じて上限額を越えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次に、高額医療合算介護サービス等事業315万5千363円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担の合計の上限を超えた部分を支給するものでございます。

次の、特定入所者介護サービス等事業3千936万4千775円は、介護保険施設利用時の食費や居住費について、低所得の方に、上限を超えた部分について介護保険から給付を行うものでございます。

次、2目審査支払手数料、支出済額72万1千832円。審査支払事業で、国民健康保険連合会が行う審査支払業務にかかわる手数料でございます。

312、313頁をお開き願います。

3款地域支援事業費、支出済額5千723万5千59円。ここでは主な事業実績を説明させていただきますが、各事業の計画に対する実施状況や前年度実績等については、附属説明資料の10頁、11頁に記載しておりますので、よろしくお願い致します。

1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額1千222万4千799円。本事業費の対象は、要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者となっております。

訪問介護相当サービス事業196万8千299円は、事業者が実施します介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ91人の利用がありました。

訪問型サービスB事業、住民主体による支援4万円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体、寿喜菜の会への補助金で、サービス提供者1人当たり月2千円で、延べ20人分に対する補助となっております。

尚、サービス利用者は延べ30人です。

次、訪問型サービスC事業、短期集中予防サービス57万9千195円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ73人に対しサービスを行いました。

次、訪問型サービスD事業、移送前後の生活支援62万8千200円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、

寿喜菜の会に対して補助しており、サービス利用者数は延べ483人でございます。

通所介護相当サービス事業684万9千811円は、事業者が実施する介護サービスに相当する通所介護サービスで、延べ254人の利用がありました。

次、通所型サービスC、短期集中予防サービス129万1千714円は、作業療法士等の専門職による短期集中予防で、保健センターで実施しております生き生きトレーニングに係る経費で、主に看護師賃金や作業療法士への報償費です。計39回実施し、参加人数は延べ400人です。

尚、本事業参加者の送迎は、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業により行っております。

次の介護予防ケアマネジメント事業86万7千580円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る経費で、作成件数は延べ196件です。

314頁、315頁をお開き願います。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額791万2千862円。介護予防把握事業73万1千517円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行う為、閉じこもりがちな方44人を対象に延べ169回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業198万8千918円は、福祉センターの1階で実施しております、お達者トレーニングやお達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、栄養士、看護師等の賃金や報償費、又、生きがい活動の支援事業として福祉センターの2階で週4回実施しておりますお達者サロンや介護予防教室の委託料等の経費となっております。延べ4千208人の方に参加して頂きました。

尚、お達者サロンについては、平成30年10月より、指定管理者である社会福祉協議会のもと、住民主体のサロンとして形を変え、喫茶コーナー等を自分達で運営されておられます。

地域介護予防活動支援事業218万3千547円は、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助、又、閉じこもりがちな高齢者を対象としたふれあい農園等に係る経費です。25グループ、実240の方が集会所等を利用してトレーニングされており、7ヶ所の交流サロンには延べ5千658人の方が参加されています。

その他、ふれあい農園や男性高齢者の自主活動として男のたまり場等への参加人数は

延べ509人となっております。

地域リハビリテーション活動支援事業300万8千880円は、地域での介護予防に係る運動指導士同士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン等、地域リハ活動への支援を行いました。

次の316、317頁をお開き願います。

3項包括的支援事業・任意事業費、支出済額3千707万2千604円、1目総合相談事業費、支出済額2千218万838円、職員人件費1千742万7千879円は、地域包括支援センター正職員2名の人件費です。

総合相談事業441万9千219円は、地域包括支援センター運営に係る社会福祉士の賃金や、休日、夜間の相談窓口業務の委託料等で、328件の一般総合相談と11件の休日夜間総合相談がありました。

次、地域支援ネットワーク事業33万3千740円は、安心太子見守りネットワーク事業に登録している高齢者48人に対する看護師の賃金です。

2目権利擁護事業費、支出済額12万9千600円。権利擁護事業で高齢者の虐待防止等に係る支援事業委託料で、金銭トラブル等の4件のケースに対しまして弁護士から4回の支援を受けてございます。

次に、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、支出済額3万円。

次の318、319頁をお開き願います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業3万円は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の講師謝礼で、年4回開催しております。

4目任意事業、支出済額509万6千322円。介護給付等費用適正化事業94万9千57円は、介護給付費通知、ケアプラン点検や適正化システムの委託料に係る経費で、1千82件の通知、町内3事業所を対象に15件のケアプランの点検を行いました。

次の家族介護支援事業247万7千554円は、家族介護講座の委託料と紙おむつ等の介護用品の給付で、51人の方に給付しました。

次、介護相談員等派遣事業63万6千369円は、介護相談員派遣に伴う報償費と研修負担金等で、現在8名の方にご活躍して頂き、町内の事業所に対し208回の訪問をして頂きました。

次、成年後見制度利用支援事業48万1千826円は、町の申し立てにより、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合に、成年後見人費用助成で3名の方に対し

助成しております。

次、見守り訪問事業 5 4 万 5 千 5 1 6 円は、高齢者の見守りに係る各委託料で、食の自立支援事業は、対象者 8 人、延べ 4 5 3 食分、乳酸菌飲料の配付による愛の一声見守り訪問は、対象者 3 人、延べ 4 2 6 件、緊急通報装置受信・相談業務は 3 9 件の実績となっております。

次の、住宅改修支援事業 6 千円は、居宅のケアプランを立てていない 3 人の方の住宅改修理由書作成に対して補助を行いました。

次の 3 2 0、3 2 1 頁をお開き願います。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額 1 7 7 万 1 千 9 3 3 円。在宅医療・介護連携推進事業で、本事業を含めた社会保障充実 4 事業の事務補助アルバイトの賃金と、3 町村と 3 師会との 6 者による地域包括支援ネットワーク推進協議会により取り組みを進める為の事務委託料、又、医療・介護情報マップ等の作成事務負担金でございます。

尚、認知症フォーラムへの参加者は 1 1 2 人でした。

次の、6 目生活支援体制整備事業費で、支出済額 3 5 3 万 6 千 9 0 6 円。生活支援体制整備事業で、地域づくりからの支え合い勉強会とフォーラム、又、S A S A E 愛太子協議体開催に係る経費を始め、生活支援コーディネーター設置に係る委託料となっております。主な事業実績は、支え合い勉強会を 1 7 回開催し、延べ 3 8 4 人の参加がありました。

次の、7 目認知症総合支援事業費、支出済額 3 7 0 万 5 千 9 0 1 円。認知症地域支援・ケア向上事業 3 6 5 万 7 千 1 8 1 円は、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費と、認知症ケアパス冊子の印刷製本費となっております。

3 2 2、3 2 3 頁をお開き願います。

認知症初期集中支援推進事業 4 万 8 千 7 2 0 円は、平成 3 0 年 4 月に設置した認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームのチーム員研修に伴う負担金等です。

8 目地域ケア会議推進事業費、支出済額 6 2 万 1 千 1 0 4 円。地域ケア会議推進事業で、地域ケア会議の開催に係る専門職の報償費や派遣委託料です。事業実績は、自立支援ケアマネジメント型の地域ケア会議を 1 2 回開催し、4 7 ケースを検討しました。又、個別困難事例型の地域ケア会議を 6 回開催致しました。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、支出済額 2 万 4 千 7 9 4 円。審査支払事業で、

国民健康保険連合会が行う審査支払業務に係る手数料です。

次、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額2千793万8千460円。介護給付費準備基金積立金事業で、29年度決算の剰余金の積立となっております。

次の、5款公債費、1項公債費、1目利子の支出はございませんでした。

次の、6款諸支出金、支出済額1千451万5千643円。1項償還金及び還付加算金、支出済額1千451万1千524円。

次の324頁、325頁をお開き願います。

1目第1号被保険者還付金、支出済額8万4千80円。第1号被保険者還付金で、転出や死亡時等、過年度分の保険料分を還付致しました。

2目第1号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。

3目償還金、支出済額1千442万7千444円。国・府等支出金返還金で、国・府等からの支出金の精算による返還金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、支出済額4千119円。一般会計繰出金で、前年度の一般会計繰入金の精算に伴うものです。

以上で、歳出について説明を終わります。

続きまして、302頁、303頁をお開き願います。

歳入の説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、収入済額2億8千401万4千620円。

尚、不納欠損223万6千310円は、介護保険法第200条第1項の規定による2年の請求権消滅の為、時効となったものでございます。

次の、2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、収入済額4万4千800円は、448件の督促手数料です。

次の、3款国庫支出金、収入済額2億4千482万2千997円。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、収入済額1億9千172万909円は、保険給付費に対する国からの負担金です。

次の、2項国庫補助金、収入済額5千310万2千88円。1目調整交付金、収入済額2千955万7千円は、普通調整交付金です。

2目地域支援事業交付金、収入済額1千994万1千88円は、地域支援事業に対す

る国からの交付金です。

3目介護保険事業費補助金、収入済額165万円は、システム整備に対するものとなっております。

4目保険者機能強化推進交付金、収入済額195万4千円は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するもので、平成30年度からの新たな交付金となっております。

次の、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、収入済額2億9千183万5千円。1目介護給付費交付金、収入済額2億8千240万円は、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金、収入済額943万5千円は、地域支援事業に対する支払基金からの交付金です。

次の、5款府支出金、収入済額1億5千666万5千710円。

304頁、305頁をお開き願います。

1項府負担金、1目介護給付費負担金、収入済額1億4千634万1千17円は、保険給付費に対する大阪府からの負担金です。

2項府補助金、1目地域支援事業交付金、収入済額1千32万4千693円は、地域支援事業に対する大阪府からの交付金です。

次の、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、収入済額8万3千451円は、介護給付費準備基金積立金の利子でございます。

次の、7款繰入金、1項一般会計繰入金、収入済額1億6千615万9千80円は、次の5つの一般会計からの繰入金で、1目介護給付費繰入金、収入済額1億3千95万3千883円。2目地域支援事業繰入金、収入済額1千340万7千921円。3目その他一般会計繰入金、収入済額1千943万9千366円。1節事務費等繰入金、収入済額1千620万8千758円。2節認定審査会共同設置繰入金、収入済額323万608円。4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額235万7千910円となっております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金からの繰り入れは行っておりません。

次の、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額4千228万6千572円は、平成29年度からの繰越金です。

次の、9款諸収入。

次の306頁、307頁をお願い致します。

1項遅延金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、収入済額1万8千400円は、第1号被保険者延滞金となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○田中委員 7期が始まったということで、7期については保険料が据え置きのみでやって頂いている中で、一定の黒字も出して頂いて頑張っているかなというように思うんですけども、その中で見たら、やっぱり訪問介護の回数そのものは大体計画を上回っているんですけども、居宅サービス費等、地域密着型サービス給付費、ここらがちょっと93、94ぐらいになっているんですけども、そこらが大きいのかなと思うんですけども、その何か原因とか、そういったものはあるんですか。

○東條高齢介護課長 今、ご質問が委員の方からありました保険給付費の居宅等の計画に対する実績というところでございますけれども、当然、人口の推計、高齢者数を含めて推計値に基づきまして、実績を含めて計画値を設定しておりますが、若干、厚労省の見える化システムで全国ある程度統一的な保険料の考え方ということで、何れにせよ若干安心目となっております、実際には来年、再来年を含めまして、これからまた高齢者も伸びていきますので、安定した感じで進んでおるのではないかなと考えておるところでございます。

以上です。

○田中委員 あと、認定者数の伸びの中で、医療機関と連携の中にちょっと増えたん違うかなというご説明があったんですけども、基本的に医療機関で入院されて、それから在宅とか、又、施設に入るような時に、やっぱり非常に連携とかが重要になってこようかと思うんですけども、その今後の連携の強化とかについては何かご意見ございますか。

○東條高齢介護課長 医療と介護の連携につきましては、当然、介護事業者、介護の保険者であります市町村と医師会も含めまして、医療の角度からも大阪府が計画を作りまして進んでおります。当然、本町におきましても河南町、千早赤阪村とのネットワーク会

議、3師会と持ちまして、今年度の決算におきましては、介護医療連携マップというのを作りまして、介護事業所と医療機関とにマップで情報を共有出来るようなのを作りまして、それを活用してさらなる連携をとということで、当然、医療機関の方からも介護への連携ということが増えておりまして、この認定者数の増につながっているというふう

に分析しております。

以上です。

○田中委員 是非とも積極的にやって頂いて、又、そういったことが認定にかかる日数の短縮にもつながろうかと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 先程、総合支援状況も29年度から始まって2年目、決算だということで、附属説明資料の10頁、11頁にも真っ黒になるぐらいいろんな事業が書いてある訳ですけれども、特に要支援の方は介護給付から外して支援事業でやっていくということなんですけれども、説明でも住民主体で取り組んでいるというようなことをかなり言っておられましたけれども、住民主体でやるのはいいんですけれども、ボランティア頼みとかいうので、人の確保、全国的には非常に大変だということですが、太子町の方ではその辺の確保は順調にいつているんでしょうか。

○東條高齢介護課長 今ご質問にありました介護保険制度の改正に伴いまして、要支援の方が総合事業、市町村事業にというのと、又、住民主体でというご質問かと思えます。

ちょっと余談になるかわからないんですけれども、昨日、一昨日もいきがい・助け合いサミットということで、国際会議場、グランキューブでそういうようなサミットがありまして、全国から3千300人の参加者がおられました。グランキューブ貸し切りでということ。そこに老健局長とかも来られるような、さわやか福祉財団が主催でやっている事業なんですけれども、それにおきましてうちのSASAE愛太子協議体のメンバーに声をかけたところ、10数名の方が参加して頂く熱心な形で、太子町から25名参加させて頂きました。

その中でもいろんな分科会、50ぐらいの分科会があるんですけれども、その中でも話が出ておりましたのは、やはりこの介護保険制度を持続可能にしていく為に、実際に制度としては住民主体というのも含めて進めていかなければどうしようもないというのは国の制度の中でありまして、当然、今後、高齢者が増えていくということなので、太子町におきましてもその国が考えております制度の中で一番いいような形で、住民主体

というのは今言って今すぐに生まれるようなものではございませんので、出来るだけこれについては先行的に実施していきたいなと思っておる次第でございます。

以上です。

○阪口委員 国の方がどっちかといったら大変だということで、自治体や住民の方にしわ寄せになっているという可能性もあるし、又、施設の方も、これは結局報酬の額を下げられるとこういう事業には参加しにくいようなこともなってくるのではないかというふうに思います。

市町村によったら、もう色々やっていて、卒業だということで支援しないということも言われていますけれども、その辺も含めてどう思っておられるか、太子町ではそんなことないとか、その辺がどういうふうに事業を進められているのでしょうか。

○東條高齢介護課長 介護保険制度の中で介護認定を出す時に窓口での締め出しがあるのではないかというような、報道等でも各市町村さんでも色々取り扱いが違うというところを報じられている内容についてかと思えます。本町におきましては、当然、必要な方に必要なサービス提供をということで、窓口の方でも徹底をしておりますので、認定の申請に来られた時に窓口で、元気だから排除しますとかいうよりは、常にお話を聞かせて頂いて、一番いいサービスにつなげるような形で考えております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○森田委員 地域密着型の福祉施設ですけれども、地域密着型、これはふくの音ですね、一番下に書いてあるのは。入居者が23、26、23、25か書いてあるんですけども。これは実際何人収容出来るのかな。

○東條高齢介護課長 地域密着型の介護老人福祉施設の入所者生活の計画、29人ということで、実際にはもうふくの音の定員29名が定員となっております。

以上です。

○森田委員 これ、29名だけれども、この入居者が書いてあるのはこれだけということですよ。

○東條高齢介護課長 ここで示させて頂いていますのが年間を通して割り戻した実績となつてございまして、現在は定員の方が29名なんですけれども、28名と言われたと思うんですけども、一番最近の情報ではそういった入所状況となっております。

以上です。

○森田委員 今まで、美野の里でだったら1年ほど待たなければならぬとか色々言っておられたけれども、今は大体入所出来ますか。

○東條高齢介護課長 広域型の美野の里の方は、ちょっと手元に細かい数字はございませんけれども、太子町でも数十の方が待っておられるということです。やはりユニット型のふくの音につきましては、今現在、1名空きがあるようなことも言っておられた、すいません、ちょっと入院されている方でベッドは空いているけれどもというような情報なので、ほぼ最近は満床というようなことは聞いてございます。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 29年度の、10頁、11頁の説明資料なんですけど、随分と認知症の項目が増えているというふうに思うんですけども、認知症に対しての事業が増えているのでしょうか。認知症キャラバン・メイトとか、SOSネットワークとか、認知症フォーラムとか、認知症カフェとか、その辺、認知症に対する取り組みというのはどうなっているのでしょうか。

○東條高齢介護課長 認知症におきましては、ご承知の通り認知症の大綱を作成されたこともございます。当然、認知症の方がこれから増えていくというのも日本全国的なこととなつてございまして、先日うちの職員の方が近畿ブロックでの研修会、熱心にいろんなことを認知症対策については取り組んでいかなければならないということで、実際にはオレンジチームの方も活発に動くようなことを考えているところと、あとは30年度の決算におきましては、認知症ケアパスといたしまして、この時に認知症になったらこの段階ではどういうふうな関わり方をしているかというような、2千部ですか、そういうガイドブック的なものを作らせて頂きまして、必要なところで配布させて頂いております。

以上です。

○阪口委員 太子町では力を入れて取り組んでおられるというふうには思うんですけども、認知症、介護度、要支援とか介護1、2とか、低いような段階で見えていく場合、特に気をつけないといけないと専門家の皆さんが言っておられるのは、軽度の時に対処していたら認知症は進まない。ですから、軽度の時に出来るだけ専門家が見るべきだというふうに言われています。

支援事業で、余り経験の少ない方が認知症の方を見るよりか、専門家が見られた方が

いいというふうに思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○東條高齢介護課長 今、委員のおっしゃいました、当然、軽度の時にということで、フレイル予防も含めまして、今の取り組み自体が当然軽度といたしますか、要支援状態になる間ぐらいの、そういったところを出来るだけみんなにかかわって頂いて、対応しているというように形を考えておまして、ある程度今の高齢者交流サロンにつきましても、そこに運動機能を備えたような形に変えていくとかいうのも検討しているところなんですけれども、シルバー新聞という情報紙があるんですけれども、そこにも書いていたのは、やはり今後はそういった通いの場、集いの場にも医療とか専門職の方が入って行ってというの也被われておりますので、うちの方も当然、運動指導士が集いの場、通いの場には、何回もと言ったらあれですけど、かなり数多く活動しておりますので、今後もその取り組みは進めていきたいと思っております。

以上です。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論を許します。

○阪口委員 認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成30年度介護保険特別会計の決算は、歳入11億8千593万1千円、歳出11億6千847万3千円で、歳入歳出差引額1千745万8千円の黒字決算です。

介護保険制度は2000年に介護を社会全体で支えることを目的にスタートしました。しかし、当初から財源の負担割合が公費50%、保険料50%とした為、高齢化と共に介護サービスの利用者が増えれば増える程保険料がはね上がるという矛盾がありました。

更に、安倍政権はこの間、要支援者サービスの保険給付外し、特養入所者の要介護3以上への限定、利用料の2割負担、3割負担の導入、施設の食費、居住費の負担増等、介護保険を一層サービス利用出来ないものにする改悪を進め、介護事業者の経営や介護現場の人手不足を加速する介護報酬の大幅削減を強行してきました。

太子町は第7期保険料を据え置く等、努力はされていますが、国や府に財政的支援を

強く求めると共に、町独自に、せめて低所得者への介護保険利用料の減免制度を創設する等、保険あって介護なしという制度から、安心して介護を受けられる制度への転換を求め、反対の討論と致します。

○村井委員長 続いて、賛成の討論ございませんか。

賛成の討論を許します。

○田中委員 認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本介護保険特別会計は、介護保険法に基づき、被保険者の要介護状態等に応じ必要な保険給付を行うと共に、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した自助生活を営むことが出来るよう支援することを目的とした地域支援事業を実施する事業会計であります。

本決算は、本町において新たに開始した介護予防日常生活支援総合事業の2年目、又、第7期介護保険事業計画の初年度であり、概ね計画通りの決算となっております。事業運営につきましては適正な保険給付に努めており、その財源となる保険料の徴収及び保険給付実績に基づく国府支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適切に行われております。

又、地域支援事業につきましても、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合事業における多様なサービスの構築、一般介護予防の充実を始め、包括支援事業等も積極的に展開されており、一定の評価が出来るものであります。

以上により、本決算の認定に賛成致します。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

認定第6号を原案通り認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成4名・反対1名)

○村井委員長 起立多数でございます。

よって、認定第6号、平成30年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

次に、認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、これを議題と致します。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 それでは、認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、附属説明資料をお願い致します。

1頁をお願い致します。

1頁、歳入からご説明申し上げます。

歳入合計1億8千461万円で、前年度と比べて431万8千円、2.4%の増となっております。

まず、保険料ですが、1億4千274万8千円で、被保険者数の増加に伴い、前年度と比べて218万7千円、1.6%の増となっております。

一般会計繰入金ですが、3千594万2千円で、対前年度比116万6千円、3.4%の増となっております。

尚、内訳と致しまして、事務費繰入金が電算用備品購入費で減となったこと等により、前年度比24万円、6.8%の減となっております。

又、保険料の軽減対象者の増加に伴い、保険基盤安定繰入金で前年度と比べて140万6千円、4.5%の増となっております。

又、諸収入につきましては、前年度に続いて平成30年度もございませんでした。

次に、その下、歳出でございます。

歳出合計1億7千869万7千円で、対前年度比431万6千円、2.5%の増となっております。

総務費でございますが、一般管理費で電算用備品購入費の減等により、対前年度比24万円、7.7%の減の288万1千円となっております。

又、徴収費は前年度比2千円、0.5%減の41万2千円となり、総務費全体では24万2千円、6.9%の減の329万3千円となっております。

次に、広域連合納付金ですが、前年度と比べまして423万5千円、2.5%増の1億7千482万9千円となっております。これは歳入で申し上げました通り、被保険者数の増加に伴う保険料収入の増加によるものとなっております。

又、この財源につきましては保険料に加え、一般会計からの基盤安定繰入金で賄って

おります。

尚、歳入歳出差引額は591万3千円の黒字となっております。

右の頁、2頁をお願い致します。

2、被保険者数の状況でございます。平成30年度末時点でございますが、1千820人、前年度より71人、4.1%増加致しております。

次、3、保険料収納状況ですが、収納率のうち年金からの特別徴収は100%で、普通徴収の現年度分は99.5%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年分合計では99.8%の収納率となっております。

又、表の中央の列、還付未済額につきましては、保険料収納後に異動や死亡等によりまして保険料の還付が発生しますが、その年度内に処理が出来なかった分を計上させて頂いております。右隣の不能欠損額9千328円は、被保険者の死亡や生活保護開始等により欠損処理したものでございます。

4、保険料の賦課状況ですが、まず(1)保険料賦課率等及び賦課限度額は、平成30年度は2年毎の保険料率の見直しが行われ、均等割5万1千491円、所得割9.90%、賦課限度額が62万円となっております。

次に、(2)保険料軽減の状況ですが、7割、5割、2割に加え、被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で1千116人、全体の61.3%の方が軽減を受けている状況となっております。前年度より71人の増となっております。

尚、年金収入が80万円以下の方の9割軽減は449人となっております。又、軽減後の1人当たりの保険料は本算定時点で7万9千479円となっております。

以上で、附属説明資料の説明を終わらせて頂きます。

次に、決算書をお願い致します。

歳出からご説明申し上げます。

決算書の344、345頁をお願い致します。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額288万672円は、被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムの維持、保守に係る経費となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額41万2千118円は、納入通知書や督促状の印刷、郵送料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、支出済額1億7千

482万9千354円は、保険料及び保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付致しております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額57万4千994円は、過年度分の保険料に係る還付金でございます。

歳出につきましては以上です。

1頁お戻り頂きまして、歳入でございます。

342、343頁をお願い致します。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、収入済額8千481万6千760円となっており、2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入済額5千785万7千38円、2節滞納繰越分、収入済額7万3千810円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額9千100円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、収入済額328万3千690円は総務費に充当致しております。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3千265万8千584円は、政令軽減を受けている1千116人分の保険料軽減額を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額591万678円は、平成29年度からの繰越金となっております。

5款諸収入につきましては、平成30年度の収入はございませんでした。

以上、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計決算の説明につきましては以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○村井委員長 只今、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 後期高齢者医療制度というのは10年ほど前に出来て、高齢者が増える度にやっぱり保険料が上がっていくような制度になってきていると思うんですけども、大阪府は大体、全国的に保険料はどれぐらいの、何番目ぐらいに高いんでしょうか。

○子安保険医療課長 大阪府におけます後期高齢者医療保険料、1人当たりの比較という

ことになろうかと思えますけれども、全国的に見てどうなのかというご質問でござい
ます。

データとしては、今現状持ち合わせているのが、直近で30年度分がござい
ます。これで行きますと、大阪府は1人当たり保険料8万692円で、東京都、神奈川県、愛知
県、兵庫県に次いで、今現状、5番目という高さになっております。

以上です。

○阪口委員 5番目に高い8万何ぼということなんですけれども、後期高齢者医療制度、
今現在は窓口負担というか、負担は何割なんですか。

○子安保険医療課長 後期高齢者医療制度に関しましては、通常、一般の方につきましては
1割負担、現役並み所得の方に関しては3割負担という形となっております。

○阪口委員 それが今、どうも審議されているのが2割負担になるというふうなことも言
われていますけど、その辺は現場を扱っておられる方としてどう思われますか。

○子安保険医療課長 どう思うかというのはなかなかお答えしにくい部分ではあろうかと
思うんですけれども、今、阪口委員の方からもお話がありましたように、この間、国保
の方におきましても経過措置ということで1割負担の方と2割負担の方がいらっしやい
ました。31年度からは国保の方、全て2割負担の方のみとなっておりますので、国の
動きとして、このタイミングで後期についても2割負担にという話はかねてから出てお
りましたが、現状においては従来通りの1割負担を中心とした内容となっております。

以上です。

○阪口委員 聞き方があれやっただんですけれども、私個人にとっても、この間、どう言う
のか、国保の3割負担で、70歳になって負担が1割になると思っていたら現役並みと
いうことで3割と。75歳になって、また1割負担かなと思ったら、また2割負担と。
結局は、我々の年代の後期、所謂団塊の世代という人が、年を重ねていくごとに追いか
けられるように負担が上がっていく、これ、こういう制度は本当によくないというふう
に思いますので、本当に国の方が高齢者の生活を守るというのか、そういう制度に変え
ていくべきだというふうに思います。これは要望になるかと思えますけれども。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の討論を許します。

○阪口委員 認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入で1億8千461円、歳出で1億7千869万7千円、歳入歳出差引額は591万3千円の黒字決算になっています。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に抱え込んで負担増と差別医療を押しつける、世界でも例を見ない悪法です。2008年の制度導入以来、保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大事態になっています。

制度導入時、自公政権は国民の批判をかわす為、低所得者の保険料を軽減する特例軽減措置を導入しましたが、安倍内閣はその特例軽減の一部を打ち切りました。更に後期高齢者の窓口負担のあり方、原則1割を2割に、外来受診時の定額負担の導入、薬剤費の患者負担の引き上げ等、医療改悪を進めようとしています。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めまして、反対の討論と致します。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

認定第7号を原案通り認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成4名・反対1名)

○村井委員長 起立多数でございます。

よって、認定第7号、平成30年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○村井委員長 それでは、再開致します。

次に、条例関係の議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○池田教育総務課長 それでは、議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、本年10月より幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、又、将来にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実の為、子ども・子育て支援制度の一環として実施される幼児教育・保育の無償化に伴う所要の改正でございます。内容と致しましては、3歳から5歳の保育料の無償化により、関係する条文の削除等を行うものです。

それでは、恐れ入ります、議案書の3頁目の新旧対照表をお願い致します。

表の右側の旧の第6条は保育料に関する条文で、今回の無償化に伴い全文削除となります。あわせて、関連する別表第1、第6条関係についても全文削除してございます。

次に、第6条を削除しましたので、第7条及び第8条をそれぞれ第6条及び第7条に改めております。又、改正後の第6条第3項の改正は、預かり保育料の生活扶助受給者等に対する減免の規定で、旧第6条第4項で保育料について生活扶助受給者等に対する減免の規定を旧7条第3項で預かり保育についても準用しておりましたが、今回、第6条の削除により、新たに預かり保育料についても生活扶助受給者等に対する減免の規定を第6条第3項において改正するものでございます。

恐れ入ります、戻って頂きまして、議案書の2頁目をお願い致します。

附則でございます。施行期日で令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件のご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○寺町委員 生活保護法による生活扶助を受けている時という文言のところなんですけれども、新旧対照表のところ、町長はというところで、その他特別の理由があると認めるという、その特別の理由というのはどういうことが例外として挙げられますか。

○池田教育総務課長 今のところ特段の事例はございませんけれども、例えば災害で大き

く被害を受けた方の減免とか、そういうことを想定してございます。

○寺町委員 家庭環境的なところでは配慮するような余地はありますか。

○池田教育総務課長 基本的には生活扶助ということで規定をしてございますので、特段の規定をしてございません。状況に応じてという判断になるかと思えます。

○村井委員長 他にございませんか。

○阪口委員 幼児教育・保育の無償化ということで、町立幼稚園については無償化の財源構成、あれは町単独で今までやっていた部分があるんですけども、それが今度無償化になるということですけど、勉強会でもらった資料で、今月までと、来年3月までと、来年の4月以降と、それぞれ網かけで町が4分の1負担すると。網かけ部分が余り大きさが変わっていないんですけども、町に対しての幼児教育・保育の無償化の財源措置というか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○小路子育て支援課長 勉強会の内容だと思うんですけども、その中で、財源構成の中でもともと町単独の保育料の軽減額というのがあって、この部分で令和元年の10月から令和2年の3月につきましては、もともとの国2分の1、府4分の1、町4分の1、あと国の臨時交付金ということで、こちらの方が10分の10でありますので、それと令和2年の4月からということで、こちらの方、全公定価格の部分の中では金額的に変わりはないという形にはなってくるんですけども。

○阪口委員 公立の幼稚園ですね、太子町立幼稚園。それは全額市町村の負担になる訳ですね。

○横田健康福祉部長 今回の無償化に係る財源の措置の分のご質問だったんですけども、今、うちの子育て支援課長が説明させて頂きましたように、私立の保育園につきましては、もともと国が2分の1と都道府県4分の1と市町村が4分の1と。公立につきましては10分の10が全て市町村の財源で今まで運営をしてきている訳なんですけれども、今回の無償化に伴いまして、10月から来年の3月までの分につきましては、その所要額につきましては、今、都道府県と市町村の分については特別臨時交付金で措置されまして、公立の幼稚園の分につきましてもその分は臨時交付金、これは消費税財源ということとあります。来年につきましてはもともとの補助率に戻るんですけども、その消費税財源と交付税措置によってその財源が賄えられるということで、今の国の通知のことはそういう形になっております。

○阪口委員 町の持ち出しが減るのかどうかというのを聞いたかったんですけども。

○横田健康福祉部長 私立の保育の方につきましては、従来の2分の1、4分の1、4分の1に戻るんですけれども、今まで保護者より負担して頂いていました3歳から5歳の保育料がなくなるということと、町独自で保育料については独自減免というか、国の基準を更に落とした額で保育料を設定していましたので、そのもらった一般財源分と、来年は公定価格もあるんですけれども、町の持ち出しについては今のところ、若干、頭が出るかなというふうには思っているんですけれども、今回、3歳から5歳までが無償になるということで、今まで国の基準を超えて、第3子目が全額と、第2子目は半額というふうなことで町の方で施策を張っていたんですけれども、その財源分が浮いてきますので、その財源をもって今回の副食費も含めた分であわせて財源措置をしていくということなので、多少は今の分で賄えるかなと、それほど大きく負担にならないというふうにご考えてございます。

○村井委員長 他にございませんか。

○羽山委員 3歳、5歳が無料対象になるということで、0歳、1歳、2歳は有料だと思うんですけれども、それは各保護者に説明というのか、紙の説明文というのは配付されるのでしょうか。

○小路子育て支援課長 今、在園している保育園の園児についてなんですけれども、チラシを配付させて頂いて広報をさせて頂いております。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、太子町立幼稚園設置条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

議案第27号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○小路子育て支援課長 それでは、議案第27号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本改正につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、認可保育園及び認可こども園の特定教育・保育施設に加え、特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育園や平成27年4月からの子ども・子育て新支援制度に移行していない幼稚園、所謂未移行園について、無償化の対象とする内閣府令が改正され、これを引用する本条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3頁目の新旧対照表をお願い致します。

第2条において、先程申し上げました特定子ども・子育て支援施策等の文言を追加したものでございます。

恐れ入ります。議案書を1頁戻って頂きまして、附則でございますけれども、この条例の施行日は令和元年10月1日としております。

以上で、簡単ではございますが、議案第27号についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 今、特定子ども・子育て支援施設等、若干認可外とか説明頂いたんですけども、これはいつまでというのか、保育士が一人もいないような施設でも給付の対象になる訳ですか。それと、こういう施設が太子町にあるのでしょうか。

○小路子育て支援課長 質問の分で認可外保育園につきましては、太子町には1園もございません。

それと、先程の分なんですけれども、保育士1名ということで質問の方があったんですけども、認可外保育園に加えて一時預かり事業、病児保育事業とかファミリーサポートセンターの事業を対象としておりまして、認可外保育園につきましては都道府県の方が認可の方をしておりますので、こちらの方の届け出を行った上で国が定める基準を

満たしているかどうかというのを審査、認可して行うということなんですけれども、ただ、基準を満たしていない場合であっても無償化の対象となるのは5年間の猶予期間がございますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○阪口委員 世間ではそういう専門家がおらないところで子どもを預かるということで、心配の声も聞いておる訳ですけども、この辺は給付対象になるということで、質問というか、大丈夫なんでしょうか。

○横田健康福祉部長 先程、小規模保育事業とか家庭的保育事業については、保育士の配置はどうかというようなこともあったんですけども、今言いました小規模等については保育士等の配置が基準で決められております。その他のファミリーサポートセンターとか、所謂保育士の必要でない施設につきましては、一定の研修を修了した者というふうに位置づけられておりますので、その辺の質の部分については、先程、課長からありましたように、都道府県の許可の基準ということで、一定その辺の質の部分については確保されているのかなというふうに考えてございます。

今回、無償化に当たりまして、無償化の対象施設が増えるということで、今おっしゃっています保育士というか、施設の資質、それが懸念されるということになっているんですけども、この間、5年間の猶予期間というのがあって、都道府県の方でもその辺はしっかり確認をして、基準を満たすようにということで、今のところ、国の方からはそういった形で運営主体についても通知等をされているということで聞いております。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、補正予算関係の議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 それでは、議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願い致します。

まず、第1条第1項でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千543万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5千232万7千円とするものでございます。

又、第2条では、債務負担行為の追加と致しまして、債務負担行為の補正を行うものでございます。

まず、歳出の内容でございます。

10頁、11頁をお願いいたします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額2千517万4千円は、25節積立金で前年度の繰越金のうち8款諸支出金に補正予算を計上致しております国・府支出金返還金に充てた残余を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額26万4千円は、23節償還金利子及び割引料の国・府支出金返還金を26万4千円を計上致しております。これは、前年度、平成30年度の特定健診等の事業費の確定を受けて超過交付となった分を返還するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

1頁戻って頂きまして、8、9頁をお願い致します。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額2千543万8千円は、平成30年度からの前年度繰越金として計上致しております。

最後に、4頁をお願い致します。

債務負担行為の補正となっております。本年2月に導入致しました電算のクラウドシ

システムに関して、10月からの消費税率の変更を受けて、同システムの利用に当たり変更契約を締結する為に債務負担行為の補正を行うものとなっております。事業名は自治体クラウド推進事業、期間が令和2年度から令和5年度まで、限度額が10万円となっております。

平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決することに決しました。

議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千132万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3千282万7千円とするものでござい

ます。

又、第2条では、債務負担行為の追加として、債務負担行為の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の10頁、11頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額99万円は、介護報酬改定に伴う電算システムのプログラム変更に係る委託料です。財源は、国庫支出金と一般会計からの繰入金でございます。

4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1千192万2千円は、平成30年度の決算繰越金から国、府及び支払基金からの負担金等を精算し、残金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、3目償還金、補正額841万4千円は、国、府及び支払基金の返還金で、前年度の地域支援事業にかかわる交付金の精算に伴うものでございます。

1枚戻って頂きまして、8頁、9頁、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額148万9千円は、前年度の介護給付費に係る負担金の精算に伴う追加交付でございます。

その下、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金、補正額49万5千円は、システム整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1となっております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額46万円は、前年度の介護給付費に係る交付金の精算に伴う追加交付でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額93万円は、前年度の介護給付費に係る負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、補正額49万5千円は、事務費等繰入金で、システム整備に係る経費の2分の1を一般会計から繰り入れるものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1千745万7千円は、平成30年度決算の歳入総額から歳出総額を差し引きました繰越金でございます。

最後に、4頁をお願い致します。

債務負担行為の補正です。

本年2月に導入致しましたクラウドシステムに関して、10月からの消費税率の変更

を受けて、同システムの利用に当たり変更契約を締結する為に債務負担行為の補正を行うものでございます。

事業名は自治体クラウド推進事業、期間が令和2年度から令和5年度まで、限度額が26万1千円としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案通り可決することに決しました。

議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明を申し上げます。

平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1頁をお願い致します。

本補正予算の内容でございますが、既定の歳入歳出予算の補正はなく、第1条において、債務負担行為の追加として債務負担行為の補正を行っております。

1枚めくって頂きまして、2頁をお願い致します。

債務負担行為の補正でございます。本年2月に導入致しました電算のクラウドシステムに関しまして、10月からの消費税率の変更を受けて、同システムの利用に当たり変更契約を締結する為に債務負担行為の補正を行うものでございます。

事業名は自治体クラウド推進事業、期間が令和2年度から令和5年度まで、限度額が10万円となっております。

平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容の説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い致します。

以上でございます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会致します。

お疲れ様でございました。

午後 1時29分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 村井浩二